

序章 本研究の目的

第一節 問題意識と先行研究の検討

第一項 施策・理論・実践に関する包括的郷土教育研究の必要性

昭和初期における郷土教育に関して、社会科教育との関係で戦後いち早く取り上げたのは梅根悟であった¹⁾。梅根は、戦後の教育史研究の中で初めて社会科前史として郷土教育を位置付け、またそのことで、日本の社会科に対する主体的取り組みを意義付けたのである。そして、戦後社会科の源流とも評価された「郷土科」を実践した愛知第一師範学校附属小学校の真野常雄は、当時の教育状況に関して以下のように述べていた。

「一切が行きづまった、政治も経済も道徳も宗教もまた芸術も。そしてわれわれの教育も。…(中略-筆者)…今や『郷土愛は日本の危機を救ふ』と呼ばれるようになった²⁾。」

大正末期から昭和初期における教育界は、当時の社会的混迷状況を背景としながら、知識偏重・画一打破と言った問題を抱え、「教育の実際化、地方化」を目指すべく、労作教育、公民教育、生活綴り方教育、郷土教育に期待を寄せていた。中でも郷土教育は、文部省を中心とした中央行政による施策のみならず、むしろ独自の積極的展開を見せた地方行政、大学を中心とした研究者、そして初等教育や師範学校等の現場の実践者等、多方面にわたり支持され展開された。この期に展開された様々な教育運動のうち、このように、行政³⁾、アカデミズム、教育実践と多角的に支持され全国的に展開されたものは郷土教育のみである。しかし、こうした郷土教育に対し、施策、理論研究、郷土教育実践それぞれ個別の事項を中心とした先行研究は存在するものの、それらの相関関係を踏まえて包括的に捉らえた研究への取り組みは未だ端緒についたばかりである⁴⁾。郷土教育が、多角的に展開された歴史の実相を踏まえれば、その実態を解明するにはそれぞれ個別の事項に関する研究の深化ばかりではなく、それらの相関関係を踏まえたさらなる研究の進展が必要である。

第二項 郷土教育に関する施策研究の課題

「郷土研究施設費」交付（1930・31），「教授要目改正」（1931）による「我が郷土」「地方研究」の導入を中心として，先行研究では，郷土教育の隆盛要因に関して，文部省による施策を特に重要であると位置付けてきた。しかし，先行研究における施策の扱い（資料1「先行研究における各施策の取扱い」参照）に関しては，以下の5つの問題点が指摘できる。

① 施策のばらつき

それぞれの先行研究において，郷土教育に関する施策として上げられるものがまちまちである。

② 施行時期

施策の施行時期も一定ではない。

③ 施策の目的

具体的施策に関して，先行研究では，施策の主体である行政の意図が検討されることがなく，いわば施策の結果のみから郷土教育「振興策」として位置付けてきた。しかし，施策の本来の目的が何であったのか，特に当時の教育政策全体を背景として，その中でどのような意図をもって施策されたものなのかに関する検討は不十分である。

④ 施策間の関係

先行研究では，個別の施策が概説的に述べられることが中心であり，施策間の相関関係が不明である。それがために，施策全体の関連性が不明確であり，ひいては文部省の郷土教育の関する取り組みを包括的に捉える点で不十分である。

⑤ 施策対象の主体的取り組み

施策の主体はやはり行政であり，その対象である学校現場は施策の受容者であるという位置付けは，施策展開の基本的構図であろう。とりわけ，昭和初期においてはこの傾向は強く，郷土教育に関する先行研究においても，やはりこの点に関してはほとんど検討が見られない。しかし，実際に施策の対象であった学校現場は，例えば各『総合郷土研究』編纂等を検討してみると，施策の一方的受容者ではなく，むしろ積極的に郷土研究の推進に関わっており，さらにその実践化に関しては独自の取り組みがなされていた。

資料1 「先行研究における各施策の取扱い」

	年代	著者名	1	2	3	4	5	6	7	備考
			照会 (2)	読本 (4)	施設費 (5・6)	要目 (6)	陳列 (7)	講習会 (7-12)	研究 (10・11)	
1	1954	梅根悟		○(4)	○(5)			○(7)		「郷土研究施設費の補助金」
2	1956	海老原治善			○(5・6)			○(7)		
3	1961	梅根悟								※
4	1967	宮原兎一			○(5)					
5	"	青野春水			○	○		○(7・8)		「郷土教育施設費の助成」
6	1971	影山清四郎			○	○		○(7)		
7	"	森分孝治								※
8	1972	河南一								※
9	1975	田嶋一	○(2)	○(4)	○(5・6)	○(6)		○(7)		
10	1976	影山清四郎			○			○(7)		「郷土教育施設費の補助」
11	1978	田中史郎	○(2)		○(5)					「郷土教育の実態調査と意見」
12	1979	三宅達也	○(2)		○(5・6)	○(6)				
13	1980	久木幸男	○(2)		○(5)	○				
14	1981	平山光衛	○(2)		○(5・6)	○(6)	○(7)		○(10・11)	
15	1982	前島康男	○(2)		○(5・6)	○(6)		○(7)		
16	1984	川口幸宏			○(5)					「郷土研究設備施設費」
17	1985	影山清四郎								※
18	1988	伊藤信隆			○(5)			○(7)		
19	"	多田久美子	○(2)	○(4)	○(5・6)	○(6)	○(7)	○(7-10)		
20	1989	海老原治善			○(5)	○(6)				「郷土研究設備施設費」
21	"	坂井俊樹	○(2)		○(5)					
22	"	木本力				○(6)			○(10・11)	
23	1993	松野修	○(2)		○(5・6)	○(6)		○(7・8)		
24	1995	谷口和也								※
		合計	9	3	18	11	2	10	2	5

・施策の各項目の詳細は、以下の通りである。

- ① 「照会」 : 1927 (昭和2) 年の「郷土教授二関スル件」照会
- ② 「読本」 : 1928・29 (昭和3・4) 年の『農村用高等小学校読本』刊行
- ③ 「施設費」 : 1930・31 (昭和5・6) 年の「郷土研究施設費」交付
- ④ 「要目」 : 1931 (昭和6) 年の「教授要目改正」
- ⑤ 「陳列」 : 1932 (昭和7) 年の「郷土教育資料の陳列と講話」
- ⑥ 「講習会」 : 1932-37 (昭和7-12) 年の「郷土教育講習会」
- ⑦ 「研究」 : 1936-39 (昭和11-14) 年の『総合郷土研究』編纂

・項目内の () は、その文献で記述されている施策の年で、昭和で表記してある。

・備考の※は、施策について特別に記述の無いものである。

・備考内の記述は、施策の公式な名称と違っているものを記述した。

尚、表中の掲載論文名は以下の通りである。

1. 梅根悟「社会科の歴史」石山脩平、海後宗臣、村上俊亮、梅根悟編『教育文化史体系Ⅱ』金子書房、1954.
2. 海老原治善「農村の危機と郷土教育運動」海後勝雄、広岡亮蔵編『近代教育史Ⅲ』誠文堂新光社、1956.
3. 梅根悟「戦前における社会科」『現代教育学』第12巻、岩波書店、1961.
4. 宮原兎一「郷土教育研究史序説」『東京教育大学教育学部紀要』第13巻、東京教育大学教育学部、1967.
5. 青野春水「社会科教育の源流－昭和初年の郷土教育－」日本社会科教育研究会編『社会科研究』第15号、1967.
6. 影山清四郎「郷土教育による公民の育成について」日本社会科教育学会編『社会科教育研究』第32号、1971.
7. 森分孝治「郷土教育論における社会認識教育(Ⅰ)－峯地光重の場合」内海巖編『社会認識教育の理論と実践－社会科教育学原理』葵書房、1971.
8. 河南一「昭和初期における『社会科』の試み」日本社会科教育研究会編『社会科研究』第21号、1972.
9. 田嶋一「1930年代前半における郷土教育論の諸相－文部省・師範学校系・郷土教育連盟系の郷土教育運動と柳田国男による批判－」東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室編『研究室紀要』第2号、1975.
10. 影山清四郎「郷土教育にみる社会科作業学習理論の再評価」朝倉隆太郎、平田嘉三、梶哲夫編『社会科教育学研究3』明治図書、1976.
11. 田中史郎「昭和初期の郷土教育－郷土教育連盟の郷土教育論－」社会科認識教育研究会編『社会認識教育の探求』第一学習社、1978.
12. 三宅達也「わが国における郷土教育の系譜に関する研究－郷土教育連盟による活動を中心に－」日本地理教育学会『新地理』第26巻第4号、全日本社会科教育研究会、1979.3.
13. 久木幸男「郷土教育論争」『日本教育論争史録』第2巻近代編(下)、第一法規、1980.
14. 平山光衛「郷土と郷土教育」『宇都宮大学教育学部紀要』第31号、宇都宮大学教育学部、文部省、1981.
15. 前島康男「師範教育の『地方化・実際化』に関する一研究」東京大学教育行政学研究室『東京大学教育行政学研究室紀要』第3号、1982.
16. 川口幸宏「昭和初期の郷土教育における『生活』観」『講座日本教育史』第4巻、第一法規、1984.
17. 影山清四郎「戦前の田島小学校における体験学習について」『横浜国立大学教育学部人文紀要1-31』横浜国立大学教育学部、1985.
18. 伊藤信隆『学校教科成立史論』建帛社、1988.
19. 多田久美子「昭和初期の郷土教育政策－1931年における中学校・師範学校教授要目改正の経緯を中心に－」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第1部第34巻、1988.
20. 海老原治善「郷土教育とはなにか」『「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会、1989.
21. 坂井俊樹「郷土教育連盟の活動と教育実践」『「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会、1989.
22. 木本力「小田内通敏の郷土地理教育」『「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会、1989.
23. 松野修「郷土教育連盟の理念とその挫折－雑誌『郷土』『郷土科学』『郷土教育』の分析を中心に－」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第40巻第1号、名古屋大学教育学部編、1993.
24. 谷口和也「我が国における昭和初期社会認識教育の四類型－「交通」に関する単元の分析を中心に－」全国社会科教育学会編『社会科研究』第43号、1995.

先行研究では、こうした施策対象の主体的取り組みの側面を見落してきた。

郷土教育に関する研究史的課題、研究の基礎的作業として、これら郷土教育関係施策に関する課題に対して、施策を整理し検討する必要がある。とりわけ、こうした施策に関しては、従来「施策された結果」が中心的に取り上げられてきた。すなわち、例えば「教授要目改正」に関して言えば、法令としての交付された師範学校規程、正確には「師範学校規程中改正」（1931.1.10.文部省令第一号）「師範学校教授要目改正」（1931.4.1.文部省訓令第七号）のみを対象として、いわば施策が実施された事実を出発点として、それがどう影響していったのかを中心として考察されていた。しかし、こうした手法は、立法化されていく過程を考察対象としておらず、規程が如何なる目的と意図をもって立法化されたのかを解明する上で不十分である。このことは、特に上記の「③施策の目的」「④施策間の関係」の解明に関連することであり、それ故に施策の結果そのものではなく、「施策化の過程」を重視する必要がある。

第三項 小田内通敏の郷土教育論への注目

昭和初期の郷土教育に関して、文部省普通学務局嘱託、そして郷土教育連盟理事として中心的に関わった人物が小田内通敏（1875-1954）である。小田内は元来人文地理学者であるが、1930（昭和5）年9月から「教育制度調査嘱託」、その後「普通学務局所属講習ニ関スル事務嘱託」（1932-39）の任に就いており、その間の郷土教育関係施策に対して中心的に関わっていた。また1930（昭和5）年11月には、刀江書院社主である尾高豊作とともに郷土教育連盟（1934.5まで）を設立し、その理論的側面における指導的役割を果たしていた。つまり郷土教育における小田内は、中央行政による施策形成、その施行による教育実践との関わりを通じて、いわば行政と教育実践との結节点的役割を果たすとともに、その理論形成と実践化を目指した人物であったと位置付けられる。

しかし、こうした事実にも関わらず、小田内に関する本格的な研究が開始されたのは1980年代であった。代表的先行研究は、山口満（1983）⁶¹、山崎準二（1984）⁶²、木本力（1989）⁷¹、岡田俊裕（1996）⁸¹、市川義則（1998）⁹¹等の研究であるが、その研究領域は、教育史研究、カリキュラム研究、地理学史研究の立場からの研究であり、社会科学教育学研究の立場からの本格的な研究は見受けられない。各研究は、まず小田内の人文地

理学者としての側面に注目し、方法として人文地理学論の形成に焦点を当てた郷土教育論の検討がなされている。それぞれ小田内の郷土研究論、郷土教育論等、小田内の理論的側面を解き明かす上で示唆に富むものではあるが、小田内の行政官としての側面、教育実践との関わりの点で、さらに以下の3点より検討される必要がある。

第1に、小田内が行政に囑託として関わり、昭和初期の郷土教育関係施策に対して中心的役割を果たしたことはいわば定説ではあるが、では実際に小田内はどの施策に関わったのか、そしてそれは具体的にどのように関わったのか、またそれは昭和初期に展開された郷土教育関係施策の中でどのように位置付くのか、そして施策と小田内自身の郷土教育論との関わりはようになっていたのか等の検討は不十分である点。

第2に、山梨県、そして秋田県、茨城県、香川県を対象とした各『総合郷土研究』の編纂（刊行は山梨県が1936年、その他は1939年）は、いわば小田内の郷土教育へ関わりに関して、理論面、施策面の集大成として位置付けられるが、そこで確立が目指された「総合」郷土研究論、郷土教育論とは何であったのか、その目的、方法論を中心とした検討がなされていない点。

第3に、小田内の郷土教育論の中核的な位置に郷土研究や地域調査があったとしても、それが学校教育においてどう実践化されたのかの検討はなされていない点。

本研究では、こうした小田内に関する理論研究の課題を踏まえ、その郷土教育論を総合的視点に立つ郷土研究論に注目しつつ解明したい。

第四項 郷土教育実践史研究の課題

次に、小田内の郷土教育論の実践的展開の問題に関連して、先行研究における郷土教育実践研究の課題に関して述べていきたい。

まず、端的に言えば、師範学校を対象とした郷土教育実践に関する研究の必要性が上げられる。すなわち、文部省による郷土教育関係施策において、例えば郷土教育隆盛の重要要因とされる「郷土研究施設費」（1930・31年度）の交付や「教授要目改正」（1931年度）における「地方研究」「我が郷土」の導入は、師範学校を中心的対象としており、直接初等教育に働きかけた施策は、1941（昭和16）年の国民学校令による「郷土ノ観察」の導入

まで待たねばならない。にもかかわらず、従来の郷土教育実践研究は、初等教育を中心としてきており、施策の中心対象であった師範学校での実践を見落してきた。

また、実際の先行研究においても、郷土教育の実践研究に関しては、初等教育が優先されてきた。例えば、郷土教育連盟における研究実践校として香川県の陶小学校、滋賀県の島小学校、宮城県の北村小学校、東京市の富士小学校、そして愛知県の第一師範学校附属小学校等である。また、実践者に注目した研究においても、当時明星学園を主催していた赤井米吉、新教育界の指導的役割を果たしていた志垣寛、鳥取県倉吉町上灘小学校において郷土教育の実践に携わった峯地光重等、いずれも初等教育を中心としたものであり、師範教育における研究は見落されてきた。これは、郷土教育に関する研究史的視点からも欠落している部分であり、師範教育での郷土教育実践研究は、今後さらなる進展が求められている。

またさらに、こうした実践史研究の課題と関連して、郷土教育に関する研究枠組みの見直しにも留意する必要がある。

前述したように、昭和初期における郷土教育に対し、社会科教育との関係で戦後いち早く取り上げたのは梅根悟であった。梅根は、郷土教育を社会科前史と位置付け、またそのことで、社会科の戦前からの底流の存在とその主体的取り組みを意義付けたのである。またその際、梅根は教育史研究の視点から郷土教育研究の基本的枠組みを提供していた。梅根は、郷土教育運動を「文部省が音頭をとり、全国の師範学校を中心として展開されたそれと、民間教育運動として動いていたそれ」との「二つの流れ」に区分し、後者を「社会的なものというより、むしろ社会科そのもの¹⁰⁾」として積極的に評価していた。すなわち、梅根は昭和初期の郷土教育を「文部省系」と「郷土教育連盟系」（以後「連盟系」と略す）に二分し、後者を社会科の前史として評価しようとする基本的枠組みを提示したのである。そして、それはその後の研究者にも踏襲されることで、教育史研究の「定説」と化していった。例えば、海老原治善も、上記の二区分に実践をとまなわぬマルクス主義からの批判を加えた三区分を行い¹¹⁾、その他にも、青野春水¹²⁾、田嶋一¹³⁾、久木幸男¹⁴⁾等の論文が同じ観点に立っている。戦後に始められた社会の主体的な素地が、戦前から存在していた証として、「連盟系」の実践やその郷土教育理論、カリキュラム案等が取り上げられ研究されたのである。

しかし、こうした「文部省系」と「連盟系」による二項対立的研究枠組みは、それぞれの内実を目を向けた時、その矛盾点が明らかになる。例えば、「連盟系」の理論的指導者

とされた小田内通敏は、同時に文部省普通学務局嘱託の任についていた。すなわち、「文部省系」郷土教育の実質的リーダーが、実は同時に「連盟系」の理論的指導者であったといった矛盾点が指摘できる。また、郷土教育連盟発行の雑誌『郷土教育』の掲載論文の検討（内容は、第四章第一節で詳述）からも、文部大臣鳩山一郎、文部省普通学務局長武部欽一をはじめ多数の文部省官僚による論文が掲載されていることがわかり、「文部省系」に対する「連盟系」と呼び得た存在であったのか疑問である。加えて、近年の研究においては郷土教育連盟自体、組織として存在していたのかについての疑問点も指摘されている¹⁶⁾。よって、こうした「文部省系」「連盟系」の二分法による研究枠組みではなく、例えば小田内等、郷土教育に関わるある具体的主体に注目し、その主体の位置付けや活動に即した多角的な捉え方が必要となる。

加えて、こうした「文部省系」と「連盟系」との区別は、郷土愛の涵養を目指すか否かに一つの根拠をおいてきた¹⁶⁾。「文部省系」の郷土教育の重要な特色として、愛郷心から愛国心の涵養、そして興村から興国という精神教育の手段として位置付けである。確かに行政的施策による郷土教育を特色づけるものとして、愛郷心、愛国心の育成は、重要な点であろう。しかし、いわゆる「文部省系」の郷土教育をして、単に愛国主義教育の実現を目指したものとして一元的にとらえるのは短絡的であろう。当時の深刻な教育問題として知識偏重、画一教育あり、その打破を目指した「教育の実際化、地方化」の実現としても郷土教育は注目された。この点を見落さずに、行政の郷土教育への取り組みを再検討したい。

【註】

- 1) 梅根悟「社会科の歴史」石山脩平、海後宗臣、村上俊亮、梅根悟編『教育文化史体系Ⅱ』金子書房、1954.
- 2) 真野常雄『郷土教育の実際的研究』東洋図書、1931、p.1.
- 3) 施策の具体的展開に関して必ずしも国が主導した通りに展開されるとは限らず、特に郷土教育の場合は県レベルの方が、むしろ国の取り組みよりも進んでいたり積極的であった場合も見受けられる。山田恵吾「昭和初期千葉における郷土教育の展開－県当局の『教育の郷土化』施策を中心に－」1996年度筑波大学大学院博士課程教育学研究科中間論文、1997参照。

- 4) こうした、郷土教育に関する包括的研究として、伊藤純郎『郷土教育運動の研究』思文閣出版、1998が挙げられる。本研究も、特に施策研究の視点において多くの示唆を受けている。
- 5) 山口満「小田内通敏と郷土教育運動」藤原良毅教授退官記念『地域社会と教育』無明社、1983.
- 6) 山崎準二「小田内通敏の経歴と著作・関係文献目録－文献調査及び聞き取り調査結果の第一次整理－」静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学編）第34集、1983、pp. 125-141. 「小田内通敏の人文地理学論と郷土教育論－昭和初期郷土教育実践に関する研究(1)－」『教育方法史研究』第2集、1984、pp.78-99.
- 7) 木本力「小田内通敏の年譜及び著作目録」和光大学人文学部紀要第15集、1981、pp. 19-25. 「小田内通敏の郷土地理教育」『「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2 解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会、1989、pp.97-158.
- 8) 岡田俊裕「戦中・戦後の小田内通敏」東北地理学会『季刊地理学』第48巻第1号、1996.3、pp14-32.
- 9) 市川義則「1920年代後半における『日本地理』教科書の比較研究－小田内通敏講述『日本地理講義』と田中啓爾著『中等日本地理』の場合－」日本地理教育学会『新地理』第46巻第3号、1998.12.
- 10) 前掲書1)、p.192.
- 11) 海老原は、以下のような三区別をしている。①「観念的でかつ主観的、そして、情緒的、心情的な郷土教育論」、②「『科学的郷土教育論』『新郷土教育論』の主張」、③「マルクス主義の立場から登場した郷土教育実践への批判」（海老原治善「郷土教育とはなにか」『「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2 解説・総目次・執筆者索引』名著編纂会、1989、pp.3-5参照）。梅根の区分と対照させれば、①は「文部省系」に、②は「連盟系」にそれぞれ対応する。さらに海老原は、②の系譜を引く山崎博の著作を引用し「戦後カリキュラム論の原型をみるおもい」と、やはり社会科の前史として積極的に評価している点でも梅根と共通している。
- 12) 青野春水「社会科教育の源流－昭和初年の郷土教育－」日本社会科教育研究会編『社会科研究』第15号、1967.
- 13) 田嶋一「1930年代前半における郷土教育の諸相－文部省・師範学校系・郷土教育連盟

系の郷土教育運動と柳田国男による批判－」東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室『研究室紀要』第2号，1975，pp.57-79.

- 14) 久木幸男「郷土教育論争」『日本教育論争史録』第2巻近代編（下），第一法規，1980.
- 15) 郷土教育連盟による雑誌『郷土』『郷土科学』『郷土教育』の分析から，「『連盟』とは尾高豊作を中心とする私的なサークルにすぎなかった」との見解も提唱されている。（松野修「郷土教育連盟の理念とその挫折－雑誌『郷土』『郷土科学』『郷土教育』の分析を中心に－」名古屋大学教育学部編『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第40巻第1号，1993，pp.79-91参照）
- 16) 例えば海老原は，北沢種一の主張を取り上げ，「郷土教育を主観的な立場から構想し，この延長線上に郷土愛，そして愛国心を連結させ，観念的に郷土－愛国心を形成させようとした。」（前掲書11，p.4）と記している。また久木は，「文部省がその振興をはかったのも，実は郷土愛・愛国心涵養の主観主義郷土教育についてであった」（前掲書14），p.340）としている。

第二節 本研究の目的と各章の概要

第一項 本研究の目的

以上のような、問題意識と先行研究における問題点を踏まえ、本研究では、社会科前史とも位置付けられる郷土教育に関して、施策、理論研究を踏まえて、特に郷土教育関係施策の中心的対象であった師範学校における郷土教育の実践的展開を解明することを目的とする。またその際、郷土教育関係施策に対し文部省嘱託として中心的に関わった小田内通敏を研究視点としたい。すなわち、郷土教育についての文部省を中心とした行政的取り組み、特に郷土教育関係施策に対する施策形成過程を重視した実態解明、行政と教育実践を繋いだ小田内通敏に関する郷土教育論と郷土研究論の整理と検討、そして山梨県師範学校をはじめとする各『総合郷土研究』編纂対象校における実践的展開を解明し総合的に考察することを目的とする。

そして、この目的達成のため、以下の3点の課題に応えることで研究を進めたい。

第1点は、郷土教育関係施策に関する検討である。文部省を中心とした行政による郷土教育への取り組みに関して、施策を整理しその実態を解明する。とりわけ、文政審議会を中心とした各施策の形成過程に注目して分析することで、行政の意図と目的を明確化しながら検討したい。またその際に、特に対象とする郷土教育関係施策は以下の7つとする。

- ① 1927（昭和2）年の「郷土教授二閲スル件」照会
- ② 1928・29（昭和3・4）年の『農村用高等小学校読本』刊行
- ③ 1930・31（昭和5・6）年度の「郷土研究施設費」の交付
- ④ 1931（昭和6）年の「教授要目改正」
- ⑤ 1932（昭和7）年の「郷土教育資料の陳列と講話」
- ⑥ 1932-37（昭和7-12）年の「郷土教育講習会」
- ⑦ 1936-39（昭和11-14）年の各『総合郷土研究』の編纂

この7つは、各先行研究において取り上げられている施策（資料1 「先行研究における各施策の取扱い」参照）を中心に整理したものである。また、昭和初期においてなされた教育施策に関して、編纂事業や援助資金の交付、制度・カリキュラム・教育内容に関する改正、そして講習会等の視点から、『法令年纂』『文部時報』『文部省年報』を分析した上でも妥当であると考えられる。本研究ではこの7つの施策を中心に、郷土教育関係施策として分析する。

第2点は、小田内の郷土教育論、郷土研究論の理論的解明である。「観察」や「記述」を重視した郷土研究論や「綜合体としての郷土」認識の視点は、当時の知識偏重に対する見直しや画一教育打破を目指した「教育の実際化、地方化」の実践に多くの示唆を与えた。こうした小田内の郷土教育論と郷土研究論を、その学問的背景である人文地理学や主要概念の形成過程を考察することで解明する。

第3点は、こうした小田内の郷土教育論を踏まえて、山梨県、秋田県、茨城県、香川県の各師範学校や女子師範学校を具体的事例としてその郷土教育の実践的展開を解明する。これらの師範学校は、郷土教育関係施策のうち、特に郷土研究方法確立のための集大成とも言える各『綜合郷土研究』の対象となった学校である。特に、山梨県師範学校は、文部省による「郷土教育資料の陳列と講話」（於帝国図書館，1932）において、囑託小田内より高い評価を受け、やがてその成果は最初の『綜合郷土研究』編纂である『山梨県綜合郷土研究』（1936）として結実した。その意味で、山梨県師範学校を中心としたこれら師範学校における郷土教育は、小田内の郷土教育論の実践的展開の解明の手がかりとなるものであり、小田内の主張する郷土教育論の内実を具体的に解き明かすものである。また、これら師範学校における実践的展開に関する分析は、行政に対する学校現場の主体的取り組みを具体的に解明する手がかりとしても重要なものである。すなわち、昭和初期における教育運動研究、とりわけ郷土教育に関する先行研究において、行政と郷土、あるいは行政と学校の関係は、ともすると後者が前者の単なる受容体として扱われがちであった。郷土学校は国家（文部省）による教化政策の対象、単なる受容体として扱われ、郷土教育に対する現場教員や地域民衆の主体的取り組み、積極的な姿勢に関する考察が不足していた。したがって、国家の一方的受容体としての郷土、文部省や地方行政に対する下位組織としての学校ではなく、むしろ行政に対する郷土（地域社会）や学校現場の主体的取り組みに着目しその郷土教育の実践的展開を解明したい。

以上、本研究ではこれらの課題に応えることで、社会科前史とも位置付けられる郷土教

育の実態を明らかにするとともに、小田内を研究視点とし、師範学校を具体的事例として、施策・理論・実践を包括的に考察していきたい。昭和初期、「教育の実際化、地方化」が求められる中、地理や歴史等の教科枠に囚われず自分達の住む身近な郷土を中心として、実に様々な教育が展開され実践された。にもかかわらず、郷土教育に対する戦後の評価は、結局、精神動員、国家主義に帰結したとする目的論的評価が中心であった。そこには、国家主導による郷土の下位的位置付け、中央行政に対する学校現場の一方的受容体としての位置付けを看て取ることが出来る。しかし、こうした一元的視点ではなく、郷土教育の方法論的側面、学校現場の主体的取り組みに着目する視点から捉え直していくことが必要ではないだろうか。社会科に対する前史的位置付けもなされる郷土教育の検討は、明治以降、西欧追随の道を歩んだ日本の近代教育における昭和戦前期の特徴やその位置付けを明らかにし、さらには戦後改革の意味を改めて問い直すことにもつながるものと考えたい。

第二項 各章の概要

第一章 戦前における郷土教育の系譜と昭和初期における教育政策の動向

第一章では、昭和初期にいたるまでの郷土教育の系譜と昭和初期における全国的隆盛、その背景として、大正末期から昭和初期にかけての教育政策の動向、そして「教育の実際化、地方化」について概観する。まず郷土教育の系譜に関しては、戦前における郷土教育を、直観教育としての郷土教育、「郷土科」の提唱と教科統合原理としての「郷土科」、大正新教育における郷土教育、そして昭和初期における郷土教育と4つに区分し検討する。

次に、大正期から昭和初期にかけての教育政策について概観する。大正期から昭和初期にかけてのいわゆる明治教育体制の再編・展開の過程において、1917-19（大正6-8）年の臨時教育会議、1924-35（大正13-昭和10）年の文政審議会は、教育政策構築の上で最も重要な機能を果たした教育諮問機関であった。この臨時教育会議と文政審議会で取り上げられた問題を中心に、特に郷土教育に関係の深い大正期から昭和初期における教育政策の動向を概観する。また「教育の実際化、地方化」に関しては、具体的に1925（大正14）年3月25日に衆議院各会派により提唱された「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」や、同年10月4日に党議決定された立憲政友会の「教育政策綱領」を取り上げ、その提唱から政策化にいたるまでの過程を検討する。

第二章 「教育の実際化，地方化」の実現と郷土教育関係施策

第二章では、まず1927-31（昭和2-6）年を中心に、「教育の実際化，地方化」の実現を目指した郷土教育関係施策の目的と展開を検討する。この時期は、小田内が文部省普通学務局嘱託として郷土教育に関わる以前の時期であり、その意味で、1932（昭和7）年以降、小田内との関わりの中で展開される施策とは区別されるものである。

昭和初期において、先の臨時教育会議が先送りした学制改革上の諸懸案は、文政審議会（1924-35）において審議，答申され，施策として実施された。そして，実際に文政審議会の審議，答申の上，制度上改正された主なものは，中等教育の改正であった¹¹。これは，大正期に実施された高等教育機関に対する整備と拡張を継承する措置であるとともに，中等教育への進学者急増を背景とした，中等教育への本格的見直しが要求されていたためであった。特に，完成教育機関としてカリキュラムやその教育内容上必ずしも十分な状態になかった中学校および高等小学校に関して，実業的陶冶を一層重視することによって，實際生活，職業生活への導入機能をより明らかにする必要性が強く指摘されていたのである。こうした状況に対して，1927（昭和2）年5月，田中義一首相，三土忠造文相は，前述した1925（大正14）年に党議決定された政友会の「教育政策綱領」を受け，教育制度改善の基本方針として形式・画一教育の是正，「教育の実際化」を大きく掲げ，その改革に着手した²¹。こうした教育政策の動向の中，1927-31（昭和2-6）年においてなされた4つの施策，すなわち（昭和2）年の「郷土教授二関スル件」照会（1927）『農村用高等小学校読本』編纂（1928・29），「郷土研究施設費」交付（1930・31），中学校と師範学校における「教授要目改正」（1931）を取り上げ，その目的と展開を検討する。

また，これら4つの施策のうち，特に「教授要目改正」は，文政審議会において諮詢第11号「中学教育改善二関スル要項」（1928年10月諮詢，1929年6月答申），諮詢第12号「師範教育改善二関スル件」（1930年12月諮詢，1931年1月答申）として直接審議された施策であった。そしてこれらは，結果として1931（昭和6）年の2月と3月にそれぞれ文部省訓令第5号「中学校教授要目改正」，文部省訓令第7号「師範学校教授要目改正」として公布され，同年4月より実施されたが，その審議はそれぞれ1928（昭和3）年10月，1930（昭和5）年12月に開始されており，その準備として，1927（昭和2）年12月には中学教育調査委員会，1928（昭和3）年9月には師範教育調査委員会が設置されていた。すなわち，「教授要目改正」は，1927-31（昭和2-6）年期の郷土教育関係施策のうち，直接文政審議会の審議に関わった施策であったばかりではなく，1927-31（昭和2-6）年期のほ

ば全般にわたって審議が継続されたといったことから、この期の郷土教育関係施策の中軸的位置を占める施策と言える。従って、第二章ではこの「教授要目改正」を中心として、この期の郷土教育関係施策を検討する。

第三章 郷土教育の振興と郷土研究の確立

第三章では、1932-39（昭和7-14）年における施策、すなわち「郷土教育資料の陳列と講話」（1932）、「郷土教育講習会」（1932-37）、各『総合郷土研究』の編纂（1936-39）を取り上げ、その目的と展開を明らかにする。この期の施策は、小田内が「普通学務局所属講習二関スル事務嘱託」（1932-39）として中心的に関わった施策であり、模範的郷土研究の確立を目指した各『総合郷土研究』の編纂、とりわけ『山梨県総合郷土研究』の編纂として結実する一連の郷土教育施策として位置付けられるものである。

1931（昭和6）年4月より実施された「教授要目改正」、そして同年12月に交付指令がなされた1931（昭和6）年度「郷土研究施設費」交付といった施策を経て、1932（昭和7）年にまず最初に実施された施策が「郷土教育資料の陳列と講話」であった。文部省主催による「郷土教育資料の陳列と講話」は、その名称の通り、郷土教育に関する陳列と講話がそれぞれ実施され、陳列が1932（昭和7）年5月12日から18日までの7日間、帝国図書館を会場に、講話が5月14日に東京美術学校の講堂を会場に開催された。次に、こうした「郷土教育資料の陳列と講話」に続き実施された施策が「郷土教育講習会」であった。「陳列と講話」実施の3カ月後、1932（昭和7）年の8月に第1回が開催され、その後、1937（昭和12）年の6年間（年度では5年間）にわたり5回実施された。ほぼ1週間ほどの日程で、第1回目は一会場のみで東京高等師範学校での実施であったが、その後は全国の各師範学校を会場として行われた。その受講者資格としては、「師範学校、中学校、高等女学校、小学校教員並道、府、県、市視学」等が上げられており、「陳列と講話」以上に全国的、組織的に実施された。その意味で、文部省の郷土教育振興のための本格的施策であった。そして最後に、1935（昭和10）年、文部省は再び「郷土施設費」を交付し、特に山梨県を指定して、男女両師範学校に山梨県の『総合郷土研究』の編纂を行うよう示唆した。さらに、翌1936（昭和11）年には、秋田県・茨城県・香川県の3県が指定された。第三章では、こうした1932-39（昭和7-14）年における施策を取り上げ、その目的と展開を明らかにする。

第四章 小田内通敏の郷土教育論と郷土研究論

第四章では、小田内の学問的基盤である人文地理学の思想や学問研究の内容・方法の主要概念を、その形成過程を踏まえつつ考察することで、小田内の郷土教育論と郷土研究論を整理、検討する。

小田内は、早稲田中学校教諭時代（1899-1917）に、新渡戸稲造による『農業本論』（1898）に強い影響を受け、また1910（明治43）年には、その新渡戸や柳田國男とともに郷土会を起こした。小田内の総合的視点に立つ郷土研究や経世済民的発想からの人文地理学思想の基盤は、この時期にその萌芽が見られる。また、後（大正後期）にはフランスの実証主義社会学者であるル・プレー（Le Pley, 1806-82）と、そしてその学問的系譜を継ぐイギリスル・プレー派社会学者パトリック・ゲッデス（Geddes, Sir, P. 1854-1932）の歴史的、社会学的視点を重視した地域研究論に出会い、多大な影響を受けることになる。本章では、こうした小田内の思想形成過程を検討しながら、「地域的進化」と「地域的実在」の究明を中心とした小田内の郷土研究論と郷土教育論を解明したい。

また小田内は、『山梨県総合郷土研究』（1936）の「結論」に、「学としての郷土研究、また教育目的並に教育方法としての郷土研究³¹」「郷土の総合的研究に基づいた認識と体験によって郷土に即した教育的実践⁴¹」の重要性を指摘していた。「学としての郷土研究」とは、新渡戸の農政学、そしてル・プレー・ゲッデス理論に立脚した郷土研究を指している。すなわちそれは、経世済民を前提とした、郷土の空間的・時間的な分析研究と、その総合的解釈である。そして、小田内は「教育目的並に教育方法としての郷土研究」と言うように、こうした郷土研究の在り方そのものが、郷土教育の目的であり方法なのだと指摘していた。つまり、端的に言えば、小田内にとって郷土教育とは、郷土研究を教師、児童・生徒ともに取り組むことであつたと言える。郷土研究を教材準備のためだけではなく、直結的に郷土教育実践に結び付けたところに小田内の特色がある。すなわち、それは、教師による郷土研究を、生徒が、いわば「追体験」的に郷土研究を実施することであり、教師と生徒が一体となって郷土研究を進めていく重要性を指摘したのである。第四章では、こうした小田内の郷土教育論と郷土研究論について、その形成過程や主要概念を整理、検討することで明らかにしたい。

第五章 山梨県師範学校における郷土教育の実践的展開

第五章では、山梨県師範学校を取り上げ、小田内が目指した郷土教育、そして『山梨県

『総合郷土研究』編纂とともに取り組まれた郷土教育の実践的展開を検討したい。

まず、同校の1930-32（昭和5-7）年期における郷土室と郷土調査項目を中心に分析することで、小田内が注目した同校の郷土教育の特色を明らかにする。同師範学校に設置された郷土室は、第1回（1932年8月）第5回（1937年2月）の「郷土教育講習会」における地方視察の対象として選定され、全国の師範学校において模範的と位置付けられる施設であった。また、こうした郷土室について、実質的に郷土室全体の整備とその補充・拡大を支えていた活動が郷土調査であった。当時の全国各師範学校の郷土室運営は、ややもすると骨董品収集が中心になりがちであったが、郷土室の位置付けを「郷土調査の結実」としたところに山梨県師範学校の特色があった。こうした小田内が注目した郷土教育実践の分析は、郷土教育がいわば上意下達的に展開されたのではなく、むしろ地域社会や学校現場の主体的取り組みにより推進されたことを実態的に解明するものである。

次に、『山梨県総合郷土研究』編纂（1936）を一つの頂点とした、同校の郷土教育の実践的展開を検討する。文部省は、1935（昭和10）年に山梨県を指定し、小田内の指導の下、男女両師範学校教諭を中心とした『山梨県総合郷土研究』の編纂を企図した⁶¹。同校では、この『山梨県総合郷土研究』の編纂への取り組みを契機として、「総合郷土研究に基づく郷土教育計画⁶²」を作成し、その実践的展開を試みた。こうした『山梨県総合郷土研究』に関する実践的展開に関して、「郷土科」カリキュラムを中心に、小田内の郷土研究論との関連から検討する。

そして最後に、こうした師範学校における郷土教育への取り組みが、初等教育にどのように反映されていたのか、山梨県師範学校附属小学校を取り上げ、郷土学習室の活用と郷土研究を中心に検討する。

第六章 『総合郷土研究』編纂対象地における郷土教育の展開－秋田県、茨城県、香川県を事例として－

第六章では、第五章における山梨県師範学校の事例を踏まえて、その後の『総合郷土研究』の編纂対象地、すなわち秋田県、茨城県、香川県における各女子師範学校を中心とした郷土教育の実践的展開を検討する。

文部省は、山梨県に続き翌1936（昭和11）年度には秋田、茨城、香川の三県を指定して、各師範学校を中心とした『総合郷土研究』の編纂を企図した。まず秋田県は、1937（昭和12）年1月に嘱託小田内を招き、県行政における各長官、部長、視学、男女両師範学校町

等との会合を開くとともに、秋田県における『総合郷土研究』項目とその調査方法の検討を行い、両師校長を研究主任、両師教務主任を事務主任とし、両師教諭より研究項目作成委員を選定してその作成に取り組んだ。いわば全県上げての編纂事業であった『秋田県郷土研究』は、その後3年の歳月を掛け、1939（昭和14）年4月に刊行された。

茨城県は、1936（昭和11）年10月には「郷土教育研究項目」を作成し、文部省に提出している。同年12月には、小田内を招き、県学務当局、男女両師範学校、附属全職員の会合がもたれて、山梨県の事例を踏まえての『茨城県郷土研究』の方向付けがなされた。その後、やはり3年力年を掛け、1939（昭和14）年5月に刊行された。

香川県は、やはり1936（昭和11）年12月に小田内通敏とその子通久を招き、県視学服部基一を中心とした男女両師範学校と附属全職員による協議研究会を開催し、編纂事業を完了した。そして、1939（昭和14）年、秋田、茨城よりわずかに遅れた11月に『香川県総合郷土研究』は刊行された。

これら、山梨県師範学校に続いて『総合郷土研究』編纂の対象地となった秋田県、茨城県、香川県の女子師範学校を中心とした郷土教育の実践的展開について検討する。こうした各師範学校における郷土教育実践の整理と検討は、未だ十分な実態が解明されていない師範教育における郷土教育実践を解明するものであり、郷土教育研究の重要な課題である。

【註】

- 1) 中学校に関しては、第1種課程と第2種課程を編成し、前者において主として就職予定の教育を、後者においては進学希望者の教育を行うこととした。師範学校に関しては、本科を第1部、第2部とし、文部大臣の許可によりどちらか一方のみの設置を認め、第2部の修業年限を2年とした。ともに1931（昭和6）年度から施行されている。この改正は、それに対応したカリキュラムや教育内容に改正をともなっており、「教授要目改正」を含むものである。また青年訓練所と実業補習学校の統一による青年学校制度を成立し、1935（昭和10）年度より実施した。
- 2) まず試験制度改革に関しては、早くも同年6月に試験制度の改正、同年11月に中等諸学校の入学選抜試験の廃止、内申書の活用、高等学校の入試における内申書の重視となって結実した。（「中等学校試験制度改正二関スル件」、「高等学校試験制度改正二関スル件」『文部時報』第261号、1927.12.11、pp.17-19参照）

- 3) 山梨県師範学校, 山梨県女子師範学校, 復刻『山梨県総合郷土研究』名著出版, 1978, p. 924.
- 4) 前掲書3), p. 925.
- 5) 小田内通敏「総合郷土研究に基づく郷土教育－師範教育改善への一指標－」『文部時報』第572号, 1937.1, p. 86参照。
- 6) 山梨県師範学校『特殊教育施設』山梨県師範学校, 1939参照。